

その後の生活の困難と支えのなさを示すように思われる。

## 2) 困難の重なり (表 4-3-2a b)

こうした諸困難の重なり合いを検討する。前節と同様、入所時年齢が 15 歳以下のもの 17 歳のものと 20 歳以上のもの 125 名について、一覧に示したもののが表 4-3-2(a)である。どの項目にも記入がなかったものは 22 名 (17.6%) で、前節の利用者の経験の無記入 (6 名) に比して高い。特に 20 歳以上で多いことがわかる (26 名中 11 名 / 42.3%)。この理由として、①入所年齢が高いほうが家族の生活困難の度合いが低い、すなわち「該当なし」、②成人になっての入所なので家族の情報を集める必要が低い/情報が入って来にくく、すなわち「不明」、といったことが考えられる。これまでの関わった機関や子どもの経験の検討では、年齢による大きな違いは見られなかったからおそらくは後者であろうと思われるが、ここではこれ以上の検討の材料を持たない。

この無記入の 22 名を除くと、多くはいくつかの項目に重複している。また、前項で便宜的に分類して検討した I 類「広義の事故」を一つでも経験しているものは 3.2%、同 II 類「疾病・障害」は 31.2%、III 類「家族関係」は 56.8%、IV 類「生活基盤」は 49.6% である。II 類と III 類は入所時年齢が低いほど比率が高く、家族の疾病や離婚などが子どもの年齢が低いほど影響が大きいことが伺える。経済的困窮の問題は、どの年齢層でも高い。

類ごとの重複について見ると、単一の類のみのものは 34.4%、二つの類にまたがるものは 32.0%、3 つの類を含むものは 12.0%、4 つすべてを含むものは 0.8% である。これらの比率は、記入のない 22 名を「不明」として扱った場合、より高くなる。いずれにせよ、多くが異なる性格の問題を重ねて経験していることを、確認しておきたい。

## 3) 入所時年齢 (表 4-3-3)、入所打診機関・施設 (表 4-3-4)、関わった機関・施設との関係 (表 4-3-5)

上記で取り上げた諸困難をそれぞれのカテゴリーごとにクロス集計した付表を、末尾に掲載する。入所年齢が 19 歳以上で全般的に低く回答される点を置くと、総じて入所時年齢、入所打診機関・施設、関わった機関・施設の違いによる大きな特徴は見られず、全体を通して、離婚と経済的貧困、精神疾患と依存、暴力といった問題が大きいことが確認できる。

### (4) 入所時の状況と予想

#### 1) 入所時に仕事をしていたか (表 4-4-1 ~ 表 4-4-4)

入所時に、「仕事についていた・決まっていた」ものは 18.1% である。約 6 割が「求職活動をしていた・開始した」(57.7%) 状態で自立援助ホームの生活をスタートさせている。

「求職活動より生活や心身の安定を優先すべきと考えられた」ものは 16.8% で、多くのものは就労を前提とした自立援助ホームでの生活であるが、現実に就労が決まっていたものはその少数であることに留意しておきたい。この点は後に退所時・現在の就労とあわせて

検討する。また進学を希望していたものは3.2%である。

入所時年齢（表4-4-2）、入所打診機関・施設（表4-4-3）、関わった機関・施設との関係（表4-4-4）等とのクロス表を末尾に掲載する。「障害系を含むもの」で「生活の安定を優先」が比較的高いことをおくと、すべてのカテゴリーを通して「求職活動中」が最も多い。

## 2) 入所時点で予想された入所期間（表4-4-5～表4-4-9）

約半数が「年単位の入所の予想（49.0%）」であり、「数ヶ月程度の予想（37.1%）」とあわせると全体の9割近くになる。しかし「緊急的・一時的な保護（10.0%）」機能を合わせて持つことには、留意しておく必要がある。

入所時年齢（表4-4-6）、入所打診機関（表4-4-7）、関わった機関（表4-4-8）ごとに見ると、①年齢が低いほど予想が長期になる、②家庭裁判所からの打診では「数ヶ月」が多い（64.9%）、③「非行系」と「養護系」では後者が長期の予想が多い、④「緊急・一時的保護」は「非行系」が多い（31名中21名）といったことが読み取れる。

退所者に限って実際の在籍期間との関係を見ると（表4-4-9）、一定の相関は見られるものの、むしろ予想と異なる結果になっているものの存在に注意しておきたい。特に予想より短期になるものが多いように思われる。たとえば「年単位」が予想されたもののうち、実際に1年を超えて在籍したものはその約3分の1（37.1%）であり、半年以下の在籍が3分の1弱（29.1%）である。一方で「緊急・一時的保護」「数ヶ月」のもので1年を超える在籍になったものは、それぞれ10.0%、20.1%である。予想より長期化するのは、おそらく当初の予想より利用者の問題と取り巻く状況が深刻だからだろう。一方予想より短期化するのは、①予想より早く状況が好転した、②必要にも関わらず退所することになった、のどちらかが考えられるが、ここでは検討の材料を持たない。

## 5 退所者はどのような状況でホームを離れたか

### （1）「自立できる見通し」が退所の理由であるかどうか

#### 1) 退所の理由（表5-1-1～表5-1-4）

「自活できる見通しがついた」ことが退所理由であるものは、全体の4分の1（26.4%）である。利用者の多くは、問題を抱えながらホームを離れていることがうかがえる。これが比較的高い割合で出てくるのは、養護施設からの入所打診（41.7%）、「養護系」機関のみのかかわり（42.6%）である。「家族で暮らすことになった」ことが退所理由であるものは、全体の16.0%である。これは比較的「養護系」に少なく（6.4%）、「非行系」に多い（30.3%）。

「本人がホームでの生活を拒否した（16.6%）」「本人の行方不明（6.7%）」が退所理由であるものは、全体の4分の1弱になる。これらは何らかの支えが必要であるにも関わらず、ホームを離れた利用者の存在を示す。「規定の年齢に達したこと」が退所の理由であるものは、2.5%である。規定の年齢を設けているホームが少数であることを、反映していると思われる。「その他」がもっと多く、28.2%になる。これらの詳細について、今後の検討が

必要である。

## 2) 現在の年齢による検討（表 5-1-2）

表 5-1-2 は、調査時点での年齢ごとの退所理由である。調査時点は退所から 1 年以内であるので、この年齢は退所時の年齢に近似している。特徴的なことは、年齢が高いほど、「自立の見通し」を退所の理由とするものの比率が上がることである（16 歳 8.6%、18 歳 25.2%、20 歳以上 43.3%）。また「本人の拒否」「行方不明」は年齢の低いところで多い。たとえば行方不明のほとんどは、16 歳と 17 歳である。すなわち退所時の年齢が高いほど、退所時の安定度は増すことになる。

### （2）住むところはどこか

#### 1) 退所時と現時点の住居（表 5-2-1 表 5-2-2）

住み込み（12.9%）、アパート・下宿（23.0%）、親と同居（16.6%）といった、相対的に「安定」している住居を退所時に確保できたものは、全体の約半数である。もちろん住み込みは離職とともに住居を失うことを意味するし、親との同居もその家族の生活の不安定さを考えると、これらは留保つきの「安定」であることは前提としておきたい。5.5%は社会福祉施設等への入所である。兄弟・親族宅（4.9%）、友人・知人宅（11.0%）といった暫定的な性格を持つ住居や、決まっていなかった（3.1%）、不明（6.1%）といった不安定さが予想される形態をあわせると、4 分の 1 になる。

表 5-2-2 に、退所後の住居の変更があった場合を見たい。調査時点は退所してから 1 年以内である。この間に約 4 分の 1 にあたる 41 名が住居を変えているが、うち 11 名は変更先が不明である。退所後の生活の不安定さがうかがえる。

#### 2) 年齢等との関係（表 5-2-3 表 5-2-4 表 5-2-5）

前項と同様、現在の年齢（退所時の年齢に近似）ごとに見よう（表 5-2-3）。まず、すべての年齢でほぼ、すべての住居形態があることがわかる。「住み込み」「アパート」「親との同居」という「安定」しているところの合計の比率は、年齢が高くなるにつれてやや上がる（16 歳 45.8%、18 歳 56.5%、20 歳以上 67.5%）。このうち 16 歳では、親との同居が高い（28.6%）。また、「兄弟・親戚」「友人・知人」といった暫定的性格を持つ住居は、年齢が低いほうに高く（16 歳 31.5%、18 歳 18.8%、20 歳以上 2.7%）、前節の「退所の理由」の検討と同様、年齢の低い時点での退所がより深刻であることを示している。特に 16 歳での退所の 4 分の 1 近くが「友人・知人」（22.9%）であることは、その後の生活の不安定さをうかがわせる。

### （3）仕事をしていたか

#### 1) 退所時の仕事（表 5-3-1）

退所時に仕事をしていたものは、52.8%である。半数近くのものが、仕事を持たない状態でホームを離れることになる。仕事の具体的な内容の一覧を、末尾に示す。男女とも総じて熟練を必要としない仕事が多い。雇用形態はここでは調査項目に入っていないので、後の現在の仕事に関して検討する。

## 2) 入所時の仕事の有無との関係（表 5-3-2）

前に（4）-1)で検討した入所時の状況ごとに、退所時の仕事の有無を検討しよう。入所時に仕事をしていたものの80.8%は退所時も仕事をしているが、残りの2割は退所時に仕事をしていない。また入所時に求職中であったものの約半数は退所時に仕事をしているが（53.0%）、残りの半数弱は仕事についていないことがわかる。援助ホームでの支えに関わらず仕事につくこと、継続していくことの難しさがうかがえる。

## 3) 年齢等との関係（表 5-3-3 表 5-3-4 表 5-3-5）

現在の年齢、入所打診機関、入所前のかかわり機関ごと、クロス表を末尾に付す。年齢が高くなるほど退所時に仕事をしているものの割合がやや高くなるが、全体的に大きな差異は見られず、退所時の仕事の有無は入所前の経路や生活問題に大きく関係しない。

## （4）手持ち金はあったか

### 1) 手持ち金の有無と金額（表 5-4-1 表 5-4-2）

退所時に手持ち金があったものは、41.7%である。不明をのぞくと、約半数が手持ち金無しでホームを離れている。手持ち金の金額の記入があった56名のうち、10万円未満が15人、10万円～20万円未満のものが12人と、当座の家賃・生活費がまかないきれない金額のものが多い。

### 2) 退所理由、退所時の住居等による違い（表 5-4-3 表 5-4-4）

退所理由ごとに手持ち金を見ると、「自活できる見通し（67.4%）」で退所したものに手持ち金所持の比率が高く（67.4%）、金額も高めにシフトしている。また退所時の住居が「アパート等」であったものに、所持の比率が高い（75.7%）。しかしながら、こうした相対的に「安定」していると思われる利用者においても、3分の1から4分の1は手持ち金無しでホームを離れることになる。

### 3) 年齢等との関係（表 5-4-5 表 5-4-6 表 5-4-7）

年齢、入所打診機関、関わり機関等との関係を見ると、「養護系」で所持の比率がやや高く（55.8%）、「非行系」で低い（27.5%）ほかは、大きな特徴は見られない。

## 6 在籍者と退所者はそれぞれ現在どのような状況にあるか

(1) 高校を卒業しているか

1) 学業達成 (表 6-1-1)

利用者のうち、高校等を卒業しているものは 12.6% である（高校卒 8.7%、短大・大学卒 1.3%、専門学校卒 2.6%）。中卒は 47.1%、高校中退は 31.9% である。こうした学業達成の低さは、利用者の直面してきた困難の結果であると同時に、これからの選択肢や可能性を大きく制限する方向に作用する。

2) 年齢等との関係 (表 6-1-2 表 6-1-2 表 6-1-3)

高校卒が比較的多いのは、入所時年齢が 19 歳以上 (35.2%)、「養護系 (17.8%)」であるが、それでも少數であることに変わりはない。他、入所時年齢、入所打診機関、関わってきた機関の違いに関わらず、ほぼすべてのカテゴリーで中卒と高校中退が多数であることは共通している。

(2) 仕事についているか、学校などに通っているか

1) 現在何をしているか (表 6-2-1)

仕事をしているものは、在籍者で 74.1%、退所者で 44.8% である。学校に通っているものはそれぞれ 2.8%、4.3%、その他の場所に通っているものはそれぞれ 1.4% となしであり、これらを含めて通常の通う場所や活動があるものは在籍者の 78.3%、退所者の 49.1% である。仕事を探しているものはそれぞれ 15.0%、5.5%、「特に何もしていない」ものは 4.8% と 10.4% である。また退所者は、「その他 (10.4%)」と「不明 (24.5%)」が多い。特に、退所者の半数が、仕事・学校など所属や通うところを持たない、社会的に排除された状態になることになる。退所者の就労率が在籍者のそれを下回ることは、仕事につくことのみならず、仕事を続けること自体に社会的支援が必要であることを示している。また支援が在籍者の 2 割が所属がなく、ホームでの支えが彼らの社会関係の中心であることになる。

2) 入所時の状況、退所時の仕事の有無、年齢等との関係 (表 6-2-2 表 6-2-3)

「入所時の状況」との関連を見てみよう (表 6-2-2)。在籍者では、入所時に仕事をしていたもののうち 90.0%、入所時に求職していたものの 79.7% が、調査時点では仕事をしている。前項と同様、仕事を得ることと続けることに関するホームの支援の重要性がうかがえる。これらは退所者の 65.4%、45.0% より、それぞれ高い。一方、入所時に進学を希望していたもののうち調査時点では学校に通っているものは、在籍者で 8 名中 3 名、退所者で 2 名中 1 名、合計で 11 名中 4 名である。

退所時に仕事をしていたもののうち、調査時点では仕事をしているものは 65.1% である。前に見たように退所月は一年を通して分散しているから、退所してから調査時点までの平均値は約 6 ヶ月ということになる。これをもとにすると、半年で約 3 分の 1 が仕事を離れると、仮定的に考えることが出来る。退所時に仕事をしていなかったもので、調査時点で

仕事をしているものは 23.5%で、何もしていないものは 17.6%である。支えのない中で仕事に就くことの困難さが、ここでも確認できる。

### 3) 年齢等との関係（表 6-2-4 ～ 表 6-2-6）

年齢、入所打診機関、関わり機関とのクロス表を末尾に示す。年齢別に見ると、在籍者では年齢による大きな違いは見られないのに対して、退所者では年齢の低いほうに就労の比率が低く「何もしていない」ものの比率が高い(16歳就労 25.7%、何もしていない 20.0%、20歳以上同 76.4%、2.7%)。低い年齢で支援のない状態に置かれる困難を、うかがわせる。また「関わり機関」では、退所者において「養護系」に比較して「非行系」「養護系+非行系」で、就労の比率が低く「何もしない」が高い（養護系就労 53.2%、何もしない 4.3%、非行系同 35.0%、12.5%、養護+非行同 34.9%、18.6%）。

### 4) 仕事をしているものの雇用形態（表 6-2-7 表 6-2-8）

仕事をしているもののうち、20.2%が正規雇用で、65.0%が非正規雇用である。利用者の8割が中卒あるいは高校中退であるが、これは正規雇用での就労を難しくさせている要因のひとつであろう。退所者のほうが、正規雇用の割合がやや高く（在籍 15.9%、退所 26.7%）、また低年齢では正規雇用の割合が低いが（16歳 4.3%）、いずれにしても全般的に正規雇用の比率が低いことが特徴である。

### 5) 仕事をしているものの収入（表 6-2-9）

収入の記載があったものの1ヶ月の収入は、全体の半数弱が 12万円以下であり、15万円以下を合わせると 4 分の 3 をしめる（～5万円 4.4%、6～9万円 13.1%、～12万円 29.2%、～15万円 28.5%）。在籍者に 5万円以下が見られるのは、就労の経験を持つことを目的としてとりあえず「アルバイト」をする、ということであろう。22万円以上は退所者にのみ見られるが数は少なく（2名）、大雑把な分布は在籍者、退所者とも変わらない。

雇用形態別にみると、非正規雇用がより低い収入の分布を示しており、雇用形態が安定することの重要性がわかる。しかし正規雇用にしても全体の 4 分の 1 が 12万円以下であり、全体的な収入の低さという点では、共通している。

### 6) 仕事についてからの期間・仕事内容（表 6-2-10）

不明のものを除いて、現在の仕事についてからの期間 3ヶ月以内（43.4%）のものが多く、在籍者では半数近く（47.8%）にのぼる。退所者は不明が多く参考程度であるが、3ヶ月未満のものは 31.3%であり、在籍者に比較して分散が高いものの、仕事を始めて短期のものが多いことに変わりはない。

仕事内容の一覧を末尾に示す。退所時の仕事と同様、男女とも熟練を必要としない仕事が多くをしめる。

### 7) 健康保険に加入しているか（表 6-2-11）

親の健康保険に加入しているものは、全体の約 2 割（19.1%）である。多くは本人の健康保険で、非正規雇用が多いことを反映して、国保が中心である（政府健保 6.5%、国保 41.3%、不明 9.7%）。これらは在籍者、退所者とも共通している。1 割近くが加入しておらず（9.4%）、これは在籍者にやや高い（在籍 12.9%、退所 6.1%）。未加入者の存在は、仕事がないこと、低収入、雇用形態の不安定に加えて、あるいはそれらと相互に関連して、社会保障制度からの社会的排除を意味する。

### （3）心身の健康状態と本人が抱えている問題・課題

#### 1) 心身の健康状態（表 6-3-1）

「心身の治療・支援の必要はない」と回答したものは全体の 60.6%で、残りの約 4 割は何らかの治療的関わり・特別な支援を必要としている状態にある。これらは男女、在籍、退所別にみても、ほぼ同様である。内訳をみると「継続的な治療・支援を必要とする身体的な疾患・疾病」が 6.1%、「支援を必要とする身体的な障害」が 2.3%、「支援を必要とする知的障害・発達障害」が 10.2%、「治療・支援を必要とする精神保健上の疾患・障害・症状」が 12.9%、「その他の治療・支援を必要とする心身の疾患・障害・症状や問題」が 6.5%である。これらは、自立援助ホームの機能が「就労の支援」のみに限定されえないことをうかがわせる。

#### 2) 年齢等との関係（表 6-3-2～表 6-3-4）

年齢別にみると、入所時の年齢でみても調査時点の年齢で見ても、高年齢のところで心身の健康状態について治療・支援を必要とするものが多い（入所 19 歳以上 100-44.4=65.6%、調査時 20 歳以上 100-51.9=48.1%）。特に「精神保健」のところで多くなっていることに注意したい（入所 19 歳以上 27.8%、調査時 20 歳以上 22.2%）。また関わり機関、入所打診機関別では、「相談機関のみ」で「精神保健」にかかわる問題が多くなっている（23.9%）ほかは、大きな差異は見られない。

#### 3) 現在抱えている問題・課題

本人が抱えている問題や自立をしていく上での課題について、自由回答を求めた。何らかの記述があったものが、約 3 分の 1（33.9%）である。記述内容はそれぞれ個別で多岐にわたる。便宜的に分類すると、以下のようないくつかの内容に触れられている。

- ① 本人の能力・生活習慣に関わる諸問題。たとえば知的能力の遅れ・低さ、コミュニケーション能力の低さ、金銭管理、浪費癖、基本的生活習慣の乱れ、行動をコントロールすることが出来ないこと、障害などである。
- ② 本人の「意思・意欲」に関する諸問題。たとえば就労意欲のなさ、就労の継続の難

しさ、意思の弱さ、主体性のなさ、などである。

- ③ 社会関係の不調に多くは起因する、本人の精神的諸問題。たとえば孤独感、他者への信頼感の欠如、情緒の不安定、薬物依存、自己肯定感の低さ、人間関係への不安、虐待の後遺症、などである。
- ④ 本人の社会関係と家族に関する諸問題。たとえば保証人がいない、親族からの援助がない、両親との関係が悪い、交友関係の不良、家族の問題への巻き込まれ、現在のDV被害、などである。

これらは便宜的な分類であり、触れていない問題も多い。今後の検討が必要であるが、少なくとも自立援助ホームの利用者に対する援助は、住居の提供と就労の支援のみならず、それらを通して社会関係の調整と主体的能力の形成まで広がることが確認できる。以下自由記述から、いくつかの具体例をあげる。

- A 心と身体のバランスが欠けている為、24時間つきっきりでの指導が必要。社会人（働く）としての自覚もなく、学習意欲も見られない。後のことを考えず行動する為、自立に向かっての課題は大変多い。頼れる親族がいない。（16歳男性）
- B 基本的生活習慣の構築（食事の仕方、部屋の整理整頓、掃除の仕方など）、社会性を身につける（集中力を持って物事を行う、身だしなみを整える）。（17歳男性）
- C アパート自立したものの、それがうまくいかなかったため、現在2度目のホーム入所。次の2点が自立生活を困難にし、再入所の状況を生み出したと思われる。①人暮らしにより、金銭、時間などが自己管理となつたが、枠組みのない生活＝欲求のおもむくままに行動できる生活との勘違いが生じた。そのため、生活費の使い込み、夜ふかしが日常的となり、就労にも支障をきたしてきた。②実家に帰れない状態ではないので、寂しさがつのると実家に入りびたりとなつた→生活のみだれ→自立生活の実質上の崩壊。このような状況から、本児の自立を実現するうえでの課題および支援としては、「自立（自律）の本当の意味を認識してもらうこと」「金銭取り扱いの具体的指導」があげられる。（17歳男性）
- D 飽きっぽく、就労を続けることがむずかしいこと。大人を信用しない（心に壁をつくり）。計画的にお金を使うことができない。（17歳男性）
- E 実母は精神疾患。兄弟は不登校。別居している実父は交通事犯で服役中。こうした家族の問題にまき込まれる形になっている。本人自身の家族への思いも強い。（18歳男性）
- F 親族が全くいない、親類からも見放されている。今後様々な場面での保証人となる人がいないので困るケースが考えられる。金銭管理がうまく出来ず（有れば使ってしまう）継続に管理と指導をしていく必要がある。（18歳男性）
- G 養育者からの虐待問題があり、お姉さんと二人で住める場所を確保するまでの期限つき入所という形だが、家庭内の問題点がはっきりしていない状態にある。本人としてはお姉さんと二人で暮らすことを目指し仕事に生活にがんばっているのだが、先行きが見

えないことへの不安がある。自立という形で退所していくか現段階では判断できないが、他者に合わせて無理をしている様子があり、しかし決して無理をさせた相手を責めるような発言、態度には表さない優しい一面がある。しかし、溜め込んでしまっているようにも思えるので、これから出てくるかもしれない。この点が一つ課題として挙げられるようと思う。(16歳女性)

H 不良交友。自分の限界以上のストレスを心にためこんでしまう。人間関係を保つことが必要。現在、退所にむけて動いている。(16歳女性)

I シンナー吸引がやめられない。仕事が長く続かず経済的に困窮している。(17歳女性)

J 世間、大人に対する不信感。他人と関わることは出来るが、自分の意見、主張だけをして他人の話には、耳を傾けることができない。(20歳女性)

K 金銭感覚、大人との会話が出来、仕事のみこみも良いがしっかりとした人間関係を築くことが難しく、その場限りの対応で信頼を失う結果になりやすい。(16歳男性)

L 生育歴からしみついている「その日暮らし」の生活のスタイルの見直し。自覚。金銭の管理。(18歳男性)

M 知人宅で暮らし始めたが、妊娠・DVを受けていること。(16歳女性)

N 中途半端な受入先(母親・知人他)があることで逃げ道ができ本人自身で取組むべき課題に直面せずに済むこと。(19歳女性)

## 7 利用者にどのような支援が期待できるか

### (1) ホーム以外からどのような支援が期待できるか

#### 1) 親や親族から期待できる支援(表7-1-1～表7-1-4)

親や親族からの期待できる支援が「特にない」と答えたものは全体の42.6%で、「わからない(7.1%)」をあわせると、約半数が家族を支援の資源として期待できない。これは、高年齢でやや高く(15歳36.0%+4.0%、19歳以上57.4%+7.4%)、非行系(28.8%+4.6%)に比較して養護系(49.5%+7.9%)でやや高い。「特にない」以外の回答は、金銭的な援助(14.2%)、精神的支え(22.3%)、帰省先・宿所の提供(27.2%)、保証人になる(22.6%)である。どの項目も、10代後半から20歳過ぎの年齢層の子ども・青年にとって、社会的自立の家庭でほぼ家族に期待できるものである。自立援助ホームの利用者の4人から5人にひとりしか、それらを期待できることになる。

#### 2) その他支えとして期待できるところ(表7-1-5～表7-1-10)

家族・親族と当該ホーム以外に、支えとして期待できる人、機関等をたずねた。「特にない」と回答したものは、全体の4割(39.0%)である。男女、年齢、関わり機関別では、特に大きな違いは見られない。児童養護施設から入所打診のあったものは「特にない」の比率が比較的低く(25.0%)、生活をしていた施設とのつながりの意味は大きい。それでも

少なくとも4分の1は、自立援助ホームから見て「支えとして期待できない」ことになる。

前項で検討した「親や親族から期待できる支援」の有無と、ここでの「特にない」ものをクロスすると（表7-1-9）、両方とも「特にない」ものが58名（18.7%）、両方に期待できるものが99名（31.9%）、親族のみに期待できるものが63名（20.3%）、親族以外の人・機関にのみ期待できるものが70名（22.6%）である。利用者の2割が、援助ホーム以外に支援を期待できる資源を持たないことになる。

支えとして期待できる機関・人がある場合、自由記述で回答を求めた（表7-1-10）。記述があったのは67名である。複数の機関・人をあげたものは15名で、うち2つを上げたものが14名、3つをあげたものが1名であった。出身の児童福祉施設（児童養護施設、自立援助ホーム）をあげたものが最も多く19名（30.2%）、他は学校13名（19.4%）、福祉事務所5名（7.5%）、児童相談所11名（16.4%）、その他の関係機関・関係者16名（23.9%）、職場の人5名（7.5%）、知人・友人13名（19.4%）である。

## （2）退所後のホームとの交流と支援

### 1) 退所後にホームとどの程度交流があるか（表7-2-1～表7-2-5）

退所者との交流の程度について、たずねた。前述のように、ここでの退所者とはホームを離れてから1年以内である。退所月は分散しているから、退所からの平均期間は約6ヶ月と考えられる。「頻繁に連絡・交流がある」ものは28.2%で、3割に満たない。あまり連絡・交流がない（28.2%）、ほとんど連絡・交流がない（27.0%）ともほぼ同じ比率である。

「居場所が不明」であるものは12.9%になる。

年齢、入所打診機関、関わり機関別に見ると、年齢が高いほうがやや「頻繁に連絡・交流がある」ものが多く（16歳11.4%、20歳以上54.1%）、低年齢であるほど援助が届きにくいことがうかがえる。

在籍期間ごとに見ると（表7-2-5）、在籍期間が長いほど交流の程度が高いことがわかる（「頻繁にある」1ヶ月未満14.3%、2年以上56.3%、「居所不明」1ヶ月未満42.9%、2年以上6.3%）。退所後の交流は在籍時の関係形成に基盤があることが示される。

### 2) 退所後ホームで行った支援はなにか

退所後ホームで行った具体的支援について、自由記述で回答を求めた。記述があったのは163名中98名（60.1%）である。記述内容を末尾に示す。以下には、記述されている内容を便宜的に分類し、それらに触れられているものの数を示す。各記述には濃淡があるし、またすべての活動が記載されているとも限らない。またホーム職員にとって「当たり前」すぎるような支援は、かえって記載されていない場合も予想される。従ってこの作業はあくまで参考にとどまることに留意されたい。

A 職業にかかわること（13）、B 住居を捜すなど「住居にかかわること」（13）、C 金銭の貸与、借金の返済など「金銭にかかわること」（20）、D 「食事の提供」（8）、F 福祉事務所

や児童相談所、病院などの「関係機関との連携」(8)、G「家族関係にかかわること」(9)、H ホームへの来訪や行事への参加など「社会関係の維持、形成に関わること」(22)、I 話し相手、手紙のやり取りなど「相談」(52)、K 警察への動向、少年院への面会など「司法に関わること」(8)、M 入院の支援、妊娠出産への対応など「医療・保健に関わること」(5)、X 個別の数が 1,2 だったものを「その他」(6) とする。これらには、再入所希望、公共機関手続き、交通事故処理、不明時の捜索、保証人、宿所の提供等が含まれる。

### 3) 支援にかかった費用はどうしたか（表 7-2-6～7-2-7）

こうした支援にかかった費用について、回答のあったものは 40 名であった。費用の内訳を見ると、1 万円以下 10 名、2～5 万円 15 名、6～10 万円 6 名、11～15 万円 5 名、20 万円 2 名、30 万円 1 名、87 万円 1 名である。費用の出所別に見ると、ホーム運営費からの支出では、回答のあった 23 名中、10 万円以上のものは 7 名で、最高 47 万円を支出している。また職員の個人的負担の金額について見ると、回答のあった 13 名中 10 万円以上の支出は 5 名で、最高は 40 万円を個人的に支出している。

周知のように退所後の支援について、公的な財源があるわけではない。従って、退所後の支援は、ホーム運営費の持ち出しか職員の個人的支出でまかなわれる。これは支援の幅を狭めると同時に、ホーム運営と職員にそれぞれ過度の負担を強いることになる。

## D 考察

冒頭に述べたように、本調査の目的は自立援助ホームの利用者の実態を把握すること、それを通して支援のあり方を検討することであった。実態の把握に関わって指摘されたいいくつかの事実については、これまでの記述とまとめられた資料、あるいは付録の「研究結果の要約」を参照されたい。ここではそれらの事実から考えられる、自立援助ホーム利用者の社会的性格と支援の方向について、整理を試みたい。本調査では、自立援助ホームでの援助過程の分析を行っていない。また本報告書の分析では、個々の自立援助ホームごとの特徴についてもふれていない。従って以下の整理は、自立援助ホーム利用者を総体として捉えるという観点からなされる。

### 1) 利用者の負う社会的不利 一 貧困と社会的排除、自立の見通しの困難さ

主に 10 代後半の年齢層で構成されるある集団・社会層の、半数以上が親の離婚を、半数が養育者からの虐待を、3 割が住所不定を経験し、4 分の 3 が中卒か高校中退の学業達成しか持たず、半数近くが職場や学校などの所属する場を持たず、正規雇用は就労者の 2 割に過ぎず、4 割が治療、支援を必要とする心身の障害や症状を持つ。現在のわが国でこのような特徴を持つ集団・社会層があるとすれば、社会的公正は実現されていると考えができるだろうか。上記のような自立援助ホームの利用者の社会的性格を、現在の同年齢層の子ども・青年の中において考えてみると、問題の深刻さがより鮮明に浮かびあがる。お

そらく現在の日本で、最も社会的不利を負っている子ども・青年たちと考えられる。

## 2) 利用者の家族 ー 小さな、あるいは崩壊した家族資源

加えて、彼らは通常同年齢の子どもたちが将来期待できる、あるいは現に受けている家族からの支援をほとんど期待できない。彼らの親も貧困や疾病といった生活困難、離婚やDVといった家族問題に直面し、広い意味での養育力を低下させているからである。

彼らの上述の諸困難は、直接的にはこうした家族の貧困と崩壊、あるいは養育力の低さから生み出されるが、同時に子ども・青年の社会的自立の支援を家族資源に依存する政策のあり方は、彼らの社会的不利をより深刻な、出口の見えにくいものにする。それは、家族が資源として不十分である場合に子どもを支えうる社会的制度の手薄さを招き、問題を見えにくくするからである。

## 3) 支えている社会的施設 ー 自立援助ホームの役割の大きさと限界

自立援助ホームに入所する以前、彼らの半数以上が児童養護施設などの「養護系」の施設に暮らした経験を持ち、半数弱が家庭裁判所、警察などの「非行系」施設・機関と関わった経験を持つ。4分の1は「養護系」と「非行系」の諸機関に重複して関わっている。これらの諸機関・施設は、それぞれの活動の目的に「社会的自立」や「社会的更生」の理念を含んでいるだろう。とすれば、自立援助ホームはそれらの諸機関・施設では十分に果たせなかつた「社会的自立」の課題に、継続して取り組んでいることになる。

このような他の諸機関・施設の不十分さを補完する性格と、前述の子どもが直面する困難の深刻さを考えあわせると、自立援助ホームが現実に果たしている社会的役割の重要性が理解できる。何よりも個々の子ども、青年にとってみれば、最後のよりどころとなっていることの意味は大きい。児童福祉制度の対象年齢を超えて18歳以上も実際のケアの対象としていることも、制度の隙間をうめる重要な位置にある。

にも関わらず、周知のように運営基盤の制度的保障は不十分である。そのことは、職員の個人的負担を大きくし、また処遇を限定的なものにする。「自立の見込み」が出来たことが退所理由であるものが4分の1に過ぎないことは、象徴的である。子どもが抱える困難を見ても、児童養護施設で暮らす子どもより深刻であるかも知れない。児童養護施設の条件でさえ十分ではない中で、それと同じように、あるいはそれ以上に深刻な困難を抱えた子どもをケアする場が「値切られて」おり、職員の善意と個人的負担にゆだねられている状態は、早急に改められる必要がある。

## 4) 問題の社会的性格 ー それぞれの人生、社会的公正と公共の責任

親世代の負う社会的不利が、子どもが直面する諸困難を生み出す。その諸困難は、その渦中にある子ども・青年の社会的自立を難しくする。家族資源の小ささと社会的支援の希薄さが、彼らの困難をより深刻にする。結果として彼らは、社会的に排除され、不利をお

った生活を余儀なくされる。基底にあるのは、このような問題のつながりである。

社会・公共政策の分野で世界的に大きな影響を与えていたる法学者であるロールズの言葉を借りれば、社会における最も重大な不平等は「人生の見込みに関する不平等」である（J.Rawls 「公正としての正義 再説」岩波書店）。社会的養護が、子どもの保護にとどまらず「社会的自立」の支援を含んでその目的を設定していることは、こうした問題のつながりを切り、この社会として受け入れがたい不平等に取り組むことであると、意味づけることが出来る。この意味で、こうした本報告書で記述してきた諸困難に直面する子ども、青年を支えることは、個々の子どもの権利を回復し人生を支えるとともに、社会的公正を実現する試みのひとつでもある。従ってその取り組みには、公共の責任がある。

### 5) ケアに関する公的責任の所在

ところで、本調査で対象とした自立援助ホームの利用者には、当該自立援助ホームを別にしても、制度的に規定され法的な責任を持つ多くの公的機関・施設が関わっている。また8割の子どもが児童相談所と関係しており、4割強は児童相談所から入所の打診を受けている。それぞれの機関・施設は当該の子どもを前にして、それぞれの責任を果たそうと努力してきたはずである。自立援助ホームも、支えのない子どもを支えようと、努力を続けている。こうした認識を前提にしてだが、それぞれの子どものケアに対する一貫した責任はどこが担っているのか、あるいは担うべきなのかという点が、本調査においては不明である。これは分析の不十分さというよりは、むしろ調査結果の集計とまとめの段階で、特に関係する機関の多様さと児童相談所の関わりの多さを確認する過程で浮かびあがってきた課題である。今後の検討課題として、明記しておきたい。

ただ付言をしておけば、特にホームへの入所年齢が18歳未満の場合、利用者の多くは児童福祉法上の要保護児童であると考えられる。従って現行の法制度を前提とすれば、児童相談所での措置と処遇計画を前提に、それぞれの子どもの必要に応じた生活の場と支援のあり方が、公的な責任において提供されることになる。そのひとつの選択肢が、自立援助ホームであるというのが、るべき位置だろう。子どもの生活している場所がどこであれ、児童福祉法上は18歳までは要保護児童の処遇について公的責任が伴う。

しかしながら、仮に入所の打診がなんら法的責任を伴わない「任意の紹介」というもので、ホームでの生活も任意のものであるとすれば、「家族で生活できない事情にある」当該児童のケアに対して本来取られるべき公的責任は、どこが担っているのだろうか。それぞれの機関・施設の善意と責任を果たそうとする努力にも関わらず、一貫してみた場合責任の所在が不明で、支援に名乗りを上げた自立援助ホームが道義的に責任を負う、しかも財政的な裏づけを持たずに、という事例が仮にあるとすれば、それはやはり制度設計に問題があると考えざるを得ない。矛盾のしわ寄せは、自立援助ホームと子どもに行くことになる。この点の実態の把握と検討は、今後の課題としたい。

## E 結論

最後に調査結果と考察から示唆される、当面の政策的課題を整理しておきたい。

第 1 に、自立援助ホームの運営基盤を整備すること。職員の善意と努力に頼る運営は、子どもが抱えている困難の深刻さと、果たしている社会的役割の大きさを考えると、限界に来ている。

第 2 に、困難の中にある子ども、青年の社会的自立の支援を自立援助ホームのみの課題とするのではなく、これらに関わる諸制度を強化あるいは開発すること。こうした諸制度を整える中に、自立援助ホームを位置づける必要がある。

第 3 に、18 歳を超えて 20 歳代前半までの年齢層に対応できる法制度をつくること。自立援助ホームを離れても問題が解決していない場合が多いこと、実際上 18 歳を超えた利用者がいることが、この必要を示す。

第 4 に、子どものケアに関する、一貫した公的責任の所在について検討すること。これは、今後の課題に属する。

以上、これらの整理は暫定的な性格を持つ。最終年度の研究結果とあわせて、再度考察される予定である。

なお本研究は、多くの自立援助ホームの職員の方々のご理解と協力によってなされた。本来であれば子どもへの支援に割くべき時間を、調査票の記入にあてて頂いたことに、お詫びとともに感謝申し上げる。データ入力作業については、研究協力者以外にも多くの方々のご協力を得ている。記して感謝申し上げたい。

## 付録1 研究結果の要約

### <調査の目的・対象・方法と分析の視点>

- ① 郵送により、全国の自立援助ホームの利用者の悉皆調査を行った。目的は自立援助ホームの利用者の実態を把握すること、それを通して支援のあり方を検討することである。
- ② 対象となる自立援助ホームは34施設で、うち30施設から回答があった。対象となる利用者のいない1施設を除くと29施設である。
- ③ 対象となる利用者は、それぞれのホームを利用したものすべてで、12月末日時点での在籍しているものを「在籍者」、同時点で退所しているものを「退所者」とする。
- ④ 単純集計のほか、クロス集計は在籍退所別、性別、入所時年齢、入所打診機関、入所前に関わった機関等について行う。また限定的だが既存の調査資料との比較を行う。

### <自立援助ホーム利用者の概要>

- ① 2005年1月から12月までの1年間の自立援助ホームの利用者は、29施設で310名である。うち「在籍者」は147名、「退所者」は163名である。
- ② 入所時の年齢は14歳から31歳に分布しているが、18歳以下で8割強をしめる。
- ③ 在籍期間は1年未満で4分の3をしめる。退所者の平均在籍期間は10.7ヶ月である。
- ④ 入所打診機関は多岐にわたるが、最も多いのは児童相談所(44%)で、ついで児童養護施設(13%)、家庭裁判所(12%)である。児童相談所からの入所打診は平成10年度推計より増加の傾向が見られる。法的位置づけを得たことによる変化と考えうる。
- ⑤ これまで支援に関わった機関は、児童相談所(80%)と児童養護施設(56%)が多い。また家庭裁判所等「非行」関連機関がついで多く見られる。多くの利用者が複数の施設・機関と関わってきているが、「養護系」にのみ関わったものが32%、「非行系」のみが21%、双方に重複するものが26%、「障害系」を含むものが4%であった。

### <入所までにどのような生活をしていたか>

- ① 入所直前の生活場所は社会的施設が4割をしめ、なかでは児童養護施設(22%)がもつとも多い。家族と生活していたものは4分の1弱で、子どものみでの生活も見られる。
- ② 利用者は入所前に多くの困難に直面している。例えば養育者からの虐待(47%)、学校の長期欠席・不登校(26%)、住所不定(27%)、野外での寝泊り(11%)等である。
- ③ これらの困難は重複している。また選択肢を「何らかの被害」「社会的孤立と貧困」「社会的排除」に分類すると、約半数がそれぞれの類を重複して経験している。
- ④ 利用者の2割は、入所前に複数個所の社会福祉施設・里親での生活を経験している。
- ⑤ 利用者の親も多くの困難に直面し、それらは重複する。例えば離婚(56%)、経済的困窮(32%)、精神的疾患・障害(13.5%)、薬物依存(12%)、DV(11%)等である。
- ⑥ 入所時に仕事についていたものは2割弱で、求職活動が6割である。また仕事以外に優

先すべき課題があると考えられていたものが 2割弱存在し、利用者の直面する困難の複合性がうかがえる。

- ⑦ 入所時の入所期間の予想は、約半数が「年単位の入所」、約 4割が「数ヶ月程度」、1 割が「緊急的・一時的な保護」であると考えられていた。

＜退所者はどのような状況でホームを離れたか＞

- ① 「自立できる見通し」が退所の理由であるものは、退所者の 4 分の 1 である。同じく約 4 分の 1 が、本人の拒否・行方不明で退所している。
- ① 退所時の住居は、住み込み（13%）、アパート等（23%）、親との同居（17%）が多いが、友人・知人宅など暫定的性格のものや不定などを合わせると 4 分の 1 になる。
- ② 退所時に仕事をしていたものは 52% である。手持ち金を持って退所したものは 42% で、うち 4 分の 1 が 10 万未満である。

＜在籍者と退所者はそれぞれ現在どのような状況にあるか＞

- ① 利用者の約半数が中卒を最終学歴とする。高校中退を含むと 4 分の 3 にのぼる。
- ② 在籍者の 74%、退所者の 45% が現在仕事をしている。それ以外のほとんどは、職場、学校など所属する場を持たない。仕事をしているもののうち、正規雇用は 2 割である。
- ③ 利用者の 1 割は、親の保険を含めて健康保険に加入していない。
- ④ 利用者の約 4 割が、治療、支援を必要とする心身の障害や症状を有する。

＜利用者にどのような支援が期待できるか＞

- ① 利用者の約半数は、親や親族からの支援を期待できない。金銭的な援助が期待できるものは 14% であり、ほかは宿所の提供、精神的支え、保証人になるなどである。
- ② 親・親族とホーム以外に支援を期待できる施設・機関が、「特にない」ものが 4 割である。親・親族と施設・機関の双方から援助が期待できないものは、全体の 2 割である。
- ③ 退所後ホームとの交流が「頻繁にある」ものは 29% である。13% が居所不明である。
- ④ 退所後ホームで行った支援は、「相談・話し相手」のみならず、金銭の貸与、職業や住居に関わること、関係機関との連携・調整など多岐にわたる。
- ⑤ 退所後の支援の費用は数万円程度が多いが、最高 87 万円に達する。費用の多くはホーム運営費からと職員の個人的負担で、40 万円を個人的に負担した事例も見られた。

＜まとめ＞

- ① 家族の負う社会的不利と社会的支援の希薄さが、利用者の困難をより深刻にしている。自立援助ホームの運営基盤の整備と、関連諸制度の強化が必要である。
- ② 18 歳を超えた年齢層に対応できる法制度が必要である。また現行法制度を前提とした場合でも、ケアに関する公的責任の所在について、検討する必要がある。

### 3 自立援助ホーム利用者の概要

#### (1) 何歳の子ども・青年が何人利用しているのか

表3-1-1 利用者の年齢と性別

	全体(N=310)			在籍者(N=147)			退所者(N=163)			98年度調査(N=298)		
	女	男	総計	女	男	計	女	男	計	15以下	16~24	25以上
15	1 (0.6)	7 (3.8)	8 (2.6)	1 (2.0)	6 (6.3)	7 (4.8)	- (0.0)	1 (1.1)	1 (0.6)	15以下	19 (6.4)	
16	38 (30.2)	31 (16.8)	69 (22.3)	16 (31.3)	18 (18.8)	34 (23.1)	22 (29.3)	13 (14.8)	35 (21.5)	16 (11.4)		
17	32 (25.4)	38 (20.7)	70 (22.6)	11 (21.6)	21 (21.9)	32 (21.8)	21 (28.0)	17 (19.3)	38 (23.3)	17 (16.4)		
18	17 (13.5)	46 (25.0)	63 (20.3)	8 (15.7)	23 (24.0)	31 (21.1)	9 (12.0)	23 (26.1)	32 (19.6)	18 (11.7)	19 (5.2)	57 (19.1)
19	14 (11.1)	31 (16.8)	45 (14.5)	6 (11.8)	20 (20.8)	26 (17.7)	8 (10.7)	11 (12.5)	19 (11.7)	19 (19.1)	52 (17.4)	
20	13 (10.3)	15 (8.2)	28 (9.0)	7 (13.7)	3 (31.3)	10 (6.8)	6 (8.0)	12 (13.6)	18 (11.0)	20 (25)	25 (8.4)	
21	6 (4.8)	6 (3.3)	12 (3.9)	- (0.0)	1 (1.0)	1 (0.7)	6 (8.0)	5 (5.7)	11 (6.7)	21 (21)	17 (5.7)	
22	1 (0.8)	3 (1.6)	4 (1.3)	1 (2.0)	2 (2.1)	3 (2.0)	- (0.0)	1 (1.1)	1 (0.6)	22 (22)	19 (6.4)	
23	1 (0.8)	2 (1.1)	3 (1.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.0)	2 (2.3)	3 (1.8)	23 (23)	8 (2.7)	
24	- (0.0)	2 (1.1)	2 (0.6)	- (0.0)	1 (1.0)	1 (0.7)	- (0.0)	1 (1.1)	1 (0.6)	24 (24)	5 (1.7)	
25	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (8.3)	- (0.0)	1 (0.6)	25以上	12 (4.0)	
26	- (0.0)	2 (1.1)	2 (0.6)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (2.3)	2 (1.2)	- (0.0)	- (0.0)	
27	- (0.0)	1 (0.5)	1 (0.3)	- (0.0)	1 (1.0)	1 (0.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	
31	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	1 (2.0)	- (0.0)	1 (0.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	
不明	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.3)	- (0.0)	1 (0.6)	不明	1 (0.6)	
総数	126 (100.0)	184 (100.0)	310 (100.0)	51 (100.0)	96 (100.0)	147 (100.0)	75 (100.0)	88 (100.0)	163 (100.0)	総数	298 (100.0)	

表3-1-2 入所時の年齢と性別

	全体(N=310)			在籍者(N=147)			退所者(N=163)					
	女	男	総計	女	男	計	女	男	計	15以下	16~24	25以上
14	- (0.0)	3 (1.6)	3 (1.0)	- (0.0)	- (0.0)	0 (0.0)	- (0.0)	3 (3.4)	3 (1.8)			
15	9 (7.1)	13 (7.0)	22 (7.1)	2 (3.9)	7 (7.3)	9 (6.1)	7 (9.3)	6 (6.8)	13 (8.0)			
16	46 (36.5)	51 (27.7)	97 (31.3)	18 (35.3)	32 (33.3)	50 (34.0)	28 (37.7)	19 (21.6)	47 (28.8)			
17	30 (23.8)	44 (23.9)	74 (23.9)	11 (21.6)	19 (19.8)	30 (20.4)	19 (25.3)	25 (28.4)	44 (27.0)			
18	17 (10.3)	41 (22.3)	58 (18.7)	8 (15.7)	21 (21.9)	29 (19.7)	9 (12.0)	20 (22.7)	29 (18.0)			
19	1 (10.3)	16 (8.7)	29 (9.4)	7 (13.7)	11 (11.5)	18 (12.2)	6 (8.0)	5 (5.7)	11 (6.7)			
20	7 (5.6)	8 (4.3)	15 (4.8)	3 (5.9)	2 (2.1)	5 (3.4)	4 (5.3)	6 (6.8)	10 (6.1)			
21	- (0.0)	2 (1.1)	2 (0.6)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (2.3)	2 (1.2)			
22	1 (0.8)	3 (1.6)	4 (1.3)	1 (2.0)	2 (2.1)	3 (2.0)	- (0.0)	1 (1.1)	1 (0.6)			
23	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.3)	- (0.0)	1 (0.6)			
24	- (0.0)	1 (0.5)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.1)	1 (0.6)			
26	- (0.0)	1 (0.5)	1 (0.3)	- (0.0)	1 (1.0)	1 (0.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)			
31	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	1 (2.0)	- (0.0)	1 (0.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)			
不明	1 (0.8)	1 (0.5)	2 (0.6)	- (0.0)	1 (1.0)	1 (0.7)	1 (1.3)	- (0.0)	1 (0.6)			
総数	126 (100.0)	184 (100.0)	310 (100.0)	51 (100.0)	96 (100.0)	147 (100.0)	75 (100.0)	88 (100.0)	163 (100.0)			

### 3 自立援助ホーム利用者の概要

#### (2) どれくらいの長さ入所しているか

表3-2-1 在籍期間

	全体(N=310)			在籍者(N=147)			退所者(N=163)			98年度調査(N=109)
	女	男	合計	女	男	合計	女	男	合計	
~1ヶ月以内	4 (7.1)	14 (7.6)	23 (7.4)	7 (13.7)	9 (9.4)	16 (10.9)	2 (2.7)	5 (5.7)	7 (4.3)	11 (10.1)
~3ヶ月	23 (18.3)	33 (17.9)	56 (18.1)	7 (13.7)	19 (19.8)	26 (17.7)	16 (21.3)	14 (15.9)	30 (18.4)	32 (29.4)
~6ヶ月	37 (29.4)	34 (18.5)	71 (22.9)	18 (35.3)	13 (13.5)	31 (20.1)	19 (25.3)	21 (23.9)	40 (24.5)	25 (12.6)
~9ヶ月	12 (9.5)	29 (15.8)	41 (13.2)	3 (5.9)	16 (16.7)	19 (13.0)	9 (12.0)	13 (14.8)	22 (13.5)	16 (14.7)
~1年	18 (14.3)	31 (16.8)	49 (15.8)	8 (15.7)	20 (20.8)	28 (19.0)	10 (13.3)	11 (12.5)	21 (12.9)	9 (8.3)
~2年	17 (13.5)	25 (13.6)	42 (15.8)	6 (11.8)	11 (11.5)	17 (11.6)	11 (14.7)	14 (15.9)	25 (15.3)	12 (11.0)
~2年以上	10 (7.9)	16 (8.7)	26 (8.4)	2 (3.9)	8 (8.3)	10 (6.8)	8 (10.7)	8 (9.1)	16 (9.58)	4 (3.7)
不明	- (0.0)	2 (1.1)	2 (0.6)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (2.3)	2 (1.2)	- (0.0)
総数	126 (100.0)	184 (100.0)	310 (100.0)	51 (100.0)	96 (100.0)	147 (100.0)	75 (100.0)	88 (100.0)	163 (100.0)	109 (100.0)

表3-2-2 在籍期間(月数)

	全体(N=310)			在籍者(N=147)			退所者(N=163)			98年度調査(N=109)
	女	男	合計	女	男	合計	女	男	合計	
1	9 (7.1)	4 (7.6)	23 (7.4)	7 (13.7)	9 (9.4)	16 (10.9)	2 (2.7)	5 (5.7)	7 (4.3)	
2	11 (8.7)	5 (8.1)	26 (8.3)	3 (5.9)	9 (9.4)	12 (8.2)	8 (10.7)	6 (6.8)	14 (8.6)	
3	12 (9.5)	8 (9.8)	30 (9.7)	4 (7.8)	10 (10.4)	14 (9.5)	8 (10.7)	8 (9.1)	16 (9.8)	
4	20 (15.9)	13 (7.1)	33 (10.6)	10 (19.6)	5 (5.2)	15 (10.2)	10 (13.3)	8 (9.1)	18 (11.0)	
5	10 (7.9)	13 (7.1)	23 (7.4)	5 (9.8)	5 (5.2)	10 (6.8)	5 (6.7)	8 (9.1)	13 (8.0)	
6	7 (5.6)	8 (4.3)	15 (4.8)	3 (5.9)	3 (3.1)	6 (4.1)	4 (5.3)	5 (5.7)	9 (5.5)	
7	4 (3.2)	11 (6.0)	15 (4.8)	2 (3.9)	3 (3.1)	5 (3.4)	2 (2.7)	8 (9.1)	10 (6.1)	
8	4 (3.2)	6 (3.3)	10 (3.2)	- (0.0)	4 (4.2)	4 (2.7)	4 (5.3)	2 (2.3)	6 (3.7)	
9	4 (3.2)	12 (6.5)	16 (5.1)	1 (2.0)	9 (9.4)	10 (6.8)	3 (4.0)	3 (3.4)	6 (3.7)	
10	9 (7.1)	19 (10.3)	28 (9.0)	5 (9.8)	14 (14.6)	19 (12.9)	4 (5.3)	5 (5.7)	9 (5.5)	
11	5 (4.0)	8 (4.3)	13 (4.2)	1 (2.0)	4 (4.2)	5 (3.4)	4 (5.3)	4 (4.5)	8 (4.9)	
12	4 (3.1)	3 (1.6)	7 (2.3)	2 (4.0)	2 (2.1)	4 (2.7)	2 (2.7)	1 (1.1)	3 (1.8)	
13	2 (1.6)	6 (3.3)	8 (2.6)	1 (2.0)	3 (3.1)	4 (2.7)	1 (1.3)	3 (3.4)	4 (2.5)	
14	2 (1.6)	2 (1.1)	4 (1.3)	- (0.0)	1 (1.0)	1 (0.7)	2 (2.7)	1 (1.1)	3 (1.8)	
15	2 (1.6)	1 (0.5)	3 (1.0)	- (0.0)	2 (2.1)	2 (1.4)	2 (2.7)	1 (1.1)	3 (1.8)	
16	- (0.0)	2 (1.1)	2 (0.6)	- (0.0)	1 (1.0)	1 (0.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	
17	3 (2.4)	2 (1.1)	5 (1.6)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	3 (4.0)	1 (1.1)	4 (2.4)	
18	1 (0.8)	1 (0.5)	2 (0.6)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.3)	1 (1.1)	2 (1.2)	
19	2 (1.6)	2 (1.1)	4 (1.3)	1 (2.0)	1 (1.0)	2 (1.4)	1 (1.3)	1 (1.1)	2 (1.2)	
20	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	1 (2.0)	- (0.0)	1 (0.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	
21	2 (1.6)	5 (2.7)	7 (2.3)	2 (4.0)	2 (2.1)	4 (2.7)	- (0.0)	3 (3.4)	3 (1.8)	
22	1 (0.8)	5 (2.7)	6 (1.9)	1 (2.0)	1 (1.0)	2 (1.4)	- (0.0)	4 (4.5)	4 (2.5)	
24	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.3)	- (0.0)	1 (0.6)	
26	- (0.0)	3 (1.6)	3 (1.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	3 (3.4)	3 (1.8)	
27	- (0.0)	1 (0.5)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.1)	
28	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.3)	- (0.0)	1 (0.6)	
29	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	1 (2.0)	- (0.0)	1 (0.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	
30	- (0.0)	2 (1.1)	2 (0.6)	- (0.0)	2 (2.1)	2 (1.4)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	
33	1 (0.8)	1 (0.5)	2 (0.6)	- (0.0)	1 (1.0)	1 (0.7)	1 (1.3)	- (0.0)	1 (0.6)	
34	1 (0.8)	3 (1.6)	4 (1.3)	- (0.0)	2 (2.1)	2 (1.4)	1 (1.3)	1 (1.1)	2 (1.2)	
35	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.3)	- (0.0)	1 (0.6)	
36	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.3)	- (0.0)	1 (0.6)	
38	- (0.0)	1 (0.5)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	
39	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	- (0.0)	1 (1.0)	1 (0.7)	1 (1.3)	- (0.0)	1 (0.6)	
42	- (0.0)	1 (0.5)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.1)	1 (0.6)	
44	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.3)	- (0.0)	1 (0.6)	
45	1 (0.8)	3 (1.6)	4 (1.3)	1 (2.0)	2 (2.1)	3 (2.0)	- (0.0)	1 (1.1)	1 (0.6)	
48	- (0.0)	1 (0.5)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.1)	- (0.0)	1 (0.6)	
49	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.3)	- (0.0)	1 (0.6)	
不明	- (0.0)	2 (1.1)	2 (0.6)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (2.3)	2 (1.2)	- (0.0)	
総数	126 (100.0)	184 (100.0)	310 (100.0)	51 (100.0)	96 (100.0)	147 (100.0)	75 (100.0)	88 (100.0)	163 (100.0)	

表3-2-3 入所時年齢ごとにみた在籍期間

	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳以上	不明	総計
~1ヶ月以内	1 (4.0)	6 (6.2)	5 (6.8)	2 (3.5)	9 (16.7)	- (0.0)	23 (7.4)
~3ヶ月	4 (16.0)	19 (19.6)	15 (20.3)	12 (20.7)	6 (11.1)	- (0.0)	56 (18.1)
~6ヶ月	5 (20.0)	27 (27.8)	18 (24.3)	12 (20.7)	9 (16.7)	- (0.0)	71 (22.9)
~9ヶ月	3 (12.0)	12 (12.4)	11 (14.9)	9 (15.5)	6 (11.1)	- (0.0)	41 (13.2)
~1年	3 (12.0)	14 (14.4)	7 (9.5)	12 (20.7)	13 (24.1)	- (0.0)	49 (15.8)
~2年	4 (16.0)	8 (8.2)	13 (17.6)	7 (12.1)	10 (18.5)	- (0.0)	42 (13.5)
~2年以上	5 (20.0)	10 (10.3)	5 (6.8)	4 (6.9)	- (0.0)	2 (100.0)	26 (8.4)
不明	- (0.0)	1 (1.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.9)	- (0.0)	2 (0.7)
総数	25 (100.0)	97 (100.0)	74 (100.0)	58 (100.0)	54 (100.0)	2 (100.0)	310 (100.0)

表3-2-4 入所回数

	全体(N=310)			在籍者(N=147)			退所者(N=163)		
	女	男	総計	女	男	計	女	男	計
2	11 (8.7)	20 (10.8)	31 (10.0)	3 (5.9)	9 (9.4)	12 (8.2)	8 (10.7)	11 (12.5)	19 (11.7)
3	- (0.0)	3 (16)	3 (1.0)	- (0.0)	3 (3.1)	3 (2.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
5	- (0.0)	1 (0.5)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.1)	1 (0.6)
6	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.3)	- (0.0)	1 (0.6)
不明	- (0.0)	1 (0.5)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.1)	1 (0.6)
複数回答のため正確な数字は不明	- (0.0)	1 (0.5)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	1 (0.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
無記入	114 (90.5)	158 (85.9)	272 (87.7)	48 (94.1)	83 (86.5)	131 (89.1)	66 (88.0)	75 (85.2)	141 (86.5)
総数	126 (100.0)	184 (100.0)	310 (100.0)	51 (100.0)	96 (100.0)	147 (100.0)	75 (100.0)	88 (100.0)	163 (100.0)

表3-2-5 複数回入所があるものの初回入所(年)と性別

	全体(N=36)			在籍者(N=15)			退所者(N=21)		
	女	男	総計	女	男	計	女	男	計
1995	- (0.0)	1 (4.0)	1 (2.8)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (7.1)	1 (4.8)
1999	- (0.0)	2 (8.0)	2 (5.6)	- (0.0)	1 (8.3)	1 (6.7)	- (0.0)	1 (7.1)	1 (4.8)
2000	1 (9.1)	1 (4.0)	2 (5.6)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (12.5)	1 (7.1)	2 (9.5)
2001	- (0.0)	2 (8.0)	2 (5.6)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (14.3)	2 (9.5)
2002	1 (9.1)	5 (20.0)	6 (16.7)	- (0.0)	4 (33.3)	4 (26.7)	1 (12.5)	1 (7.1)	2 (9.5)
2003	2 (18.2)	4 (16.0)	6 (16.7)	- (0.0)	1 (8.3)	1 (6.7)	2 (25.0)	3 (21.4)	5 (23.8)
2004	6 (54.5)	5 (20.0)	11 (30.6)	3 (100.0)	4 (33.3)	7 (46.7)	3 (37.5)	1 (7.1)	4 (19.0)
2005	1 (9.1)	5 (20.0)	6 (16.7)	- (0.0)	2 (16.7)	2 (13.3)	1 (12.5)	3 (21.4)	4 (19.0)
総数	11 (100.0)	25 (100.0)	36 (100.0)	3 (100.0)	12 (100.0)	15 (100.0)	8 (100.0)	14 (100.0)	21 (100.0)

表3-2-6 入所月

	全体(N=310)			在籍者(N=147)			退所者(N=163)		
	女	男	総計	女	男	計	女	男	計
1	6 (4.8)	11 (6.0)	17 (5.5)	2 (3.9)	2 (2.1)	4 (2.7)	4 (5.3)	9 (10.2)	13 (8.0)
2	5 (4.0)	9 (4.9)	14 (4.5)	1 (2.0)	4 (4.2)	5 (3.4)	4 (5.3)	5 (5.7)	9 (5.5)
3	17 (13.5)	30 (16.3)	47 (15.1)	6 (11.8)	17 (17.7)	23 (15.6)	11 (14.7)	13 (14.8)	24 (14.7)
4	15 (11.9)	21 (11.4)	36 (11.6)	4 (7.8)	14 (14.6)	18 (12.2)	11 (14.7)	7 (8.0)	18 (11.0)
5	8 (6.3)	15 (8.1)	23 (7.4)	1 (2.0)	4 (4.2)	5 (3.4)	7 (9.3)	11 (12.5)	18 (11.0)
6	8 (6.3)	9 (4.9)	17 (5.5)	3 (5.9)	4 (4.2)	7 (4.8)	5 (6.7)	5 (5.7)	10 (6.1)
7	7 (5.6)	17 (9.2)	24 (7.7)	3 (5.9)	5 (5.2)	8 (5.4)	4 (5.3)	12 (13.6)	16 (9.8)
8	15 (11.9)	12 (6.5)	27 (8.7)	6 (11.8)	6 (6.3)	12 (8.2)	9 (12.0)	6 (6.8)	15 (9.2)
9	15 (11.9)	10 (5.4)	25 (8.1)	10 (19.6)	7 (7.3)	17 (11.6)	5 (6.7)	3 (3.4)	8 (4.9)
10	9 (7.1)	13 (7.1)	22 (7.1)	4 (7.8)	10 (10.4)	14 (9.5)	5 (6.7)	3 (3.4)	8 (4.9)
11	7 (5.6)	20 (10.9)	27 (8.7)	3 (5.9)	11 (11.5)	14 (9.5)	4 (5.3)	9 (10.2)	13 (8.0)
12	14 (11.1)	17 (9.2)	31 (10.0)	8 (15.7)	12 (12.5)	20 (13.6)	6 (8.0)	5 (5.7)	11 (6.7)
総数	126 (100.0)	184 (100.0)	310 (100.0)	51 (100.0)	96 (100.0)	147 (100.0)	75 (100.0)	88 (100.0)	163 (100.0)

表3-2-7 退所月

	退所者(N=163)		
	女	男	計
1	4 (5.3)	3 (3.4)	7 (4.3)
2	4 (5.3)	7 (8.0)	11 (6.7)
3	10 (13.3)	14 (16.0)	24 (14.7)
4	5 (6.7)	7 (8.0)	12 (7.4)
5	5 (6.7)	4 (4.5)	9 (5.5)
6	7 (9.3)	4 (4.5)	11 (6.7)
7	6 (8.0)	9 (10.2)	15 (9.2)
8	5 (6.7)	7 (8.0)	12 (7.4)
9	8 (10.6)	9 (10.2)	17 (10.4)
10	5 (6.7)	3 (3.4)	8 (4.9)
11	6 (8.0)	9 (10.2)	15 (9.2)
12	10 (13.3)	11 (12.5)	21 (12.9)
不明	- (0.0)	1 (1.1)	1 (0.6)
総数	75 (100.0)	88 (100.0)	163 (100.0)

### 3 自立援助ホーム利用者の概要

#### (3) どこから入所の打診があったか

表3-3-1 入所打診 機関・施設

	全体(N=310)			在籍者(N=147)			退所者(N=163)			98年度調査(N=298)
	女	男	計	女	男	計	女	男	計	
本人から直接	2 (1.6)	9 (4.9)	11 (3.5)	1 (2.0)	4 (4.2)	5 (3.4)	1 (1.3)	5 (5.7)	6 (3.7)	31 (10.4)
家族・親族から直接	- (0.0)	5 (2.7)	5 (1.6)	- (0.0)	4 (4.2)	4 (2.7)	- (0.0)	1 (1.1)	1 (0.6)	2 (0.7)
児童養護施設	11 (8.7)	29 (15.8)	40 (12.9)	7 (13.7)	21 (21.9)	28 (19.0)	4 (5.3)	8 (9.1)	12 (7.4)	73 (24.5)
児童自立支援施設	5 (4.0)	7 (3.8)	12 (3.9)	2 (4.0)	2 (2.1)	4 (2.7)	3 (4.0)	5 (5.7)	8 (4.9)	13 (4.4)
情緒障害児短期治療施設	1 (0.8)	2 (1.1)	3 (1.0)	- (0.0)	1 (1.0)	1 (0.7)	1 (1.3)	1 (1.1)	2 (1.2)	4 (1.3)
知的障害児・者施設	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (0.3)
乳児院	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
里親	1 (0.8)	- (0.0)	1 (0.3)	1 (2.0)	- (0.0)	1 (0.7)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (0.3)
他の自立援助ホーム	- (0.0)	1 (0.5)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.1)	1 (0.6)	1 (0.3)
母子生活支援施設(母子寮)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	0 (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (0.7)
少年院	2 (1.6)	4 (2.2)	6 (1.9)	1 (2.0)	2 (2.1)	3 (2.0)	1 (1.3)	2 (2.3)	3 (1.8)	23 (7.7)
家庭裁判所	12 (9.5)	25 (13.6)	37 (11.9)	5 (9.8)	10 (10.4)	15 (10.2)	7 (9.3)	15 (17.0)	22 (13.5)	34 (11.4)
保護観察所・更生保護委員会	2 (1.6)	6 (3.3)	8 (2.6)	- (0.0)	3 (3.1)	3 (2.0)	2 (2.7)	3 (3.4)	5 (3.1)	6 (2.0)
警察署	- (0.0)	1 (0.5)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.1)	1 (0.6)	4 (1.3)
児童相談所	64 (50.8)	73 (39.7)	137 (44.2)	26 (50.1)	39 (40.6)	65 (44.2)	38 (50.7)	34 (38.6)	72 (44.2)	71 (23.8)
福祉事務所	4 (3.2)	4 (2.2)	8 (2.6)	3 (5.9)	2 (2.1)	5 (3.4)	1 (1.3)	2 (2.3)	3 (1.8)	14 (4.7)
女性センター・婦人相談所	2 (1.6)	- (0.0)	2 (0.6)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (2.7)	- (0.0)	2 (1.2)	4 (1.3)
精神保健福祉センター	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (0.3)
病院のソーシャルワーカー	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (0.3)
学校・学校カウンセラー	1 (0.8)	1 (0.5)	2 (0.6)	- (0.0)	1 (1.0)	1 (0.7)	1 (1.3)	- (0.0)	1 (0.6)	3 (1.0)
その他	13 (10.3)	12 (6.5)	25 (8.1)	5 (9.8)	7 (7.3)	12 (8.2)	8 (10.7)	5 (5.7)	13 (8.0)	5 (1.7)
不明	6 (4.8)	5 (2.7)	11 (3.5)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	6 (8.0)	5 (5.7)	11 (6.7)	4 (1.3)
総数	126 (100.0)	184 (100.0)	310 (100.0)	51 (100.0)	96 (100.0)	147 (100.0)	75 (100.0)	88 (100.0)	163 (100.0)	298 (100.0)

表3-3-2 補導委託を受けているか

在籍者(N=147)			
	女	男	
いる	3 (5.9)	6 (6.3)	9 (6.1)
いない	48 (94.1)	85 (88.5)	133 (90.5)
不明	- (0.0)	5 (5.2)	5 (3.4)
総数	51 (100.0)	96 (100.0)	147 (100.0)

表3-3-3 入所時年齢ごとにみた入所打診機関

	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳以上	不明	総計
本人から直接	2 (8.0)	1 (1.0)	1 (1.4)	4 (6.9)	3 (5.6)	- (0.0)	11 (3.5)
家族・親族から直接	1 (4.0)	1 (1.0)	- (0.0)	- (0.0)	3 (5.6)	- (0.0)	5 (1.6)
児童養護施設	4 (16.0)	10 (10.0)	7 (9.5)	10 (17.0)	9 (17.0)	- (0.0)	40 (13.0)
児童自立支援施設	2 (8.0)	3 (3.1)	2 (2.7)	4 (6.9)	1 (1.9)	- (0.0)	12 (3.9)
情緒障害児短期治療施設	- (0.0)	1 (1.0)	1 (1.4)	- (0.0)	1 (1.9)	- (0.0)	3 (1.0)
知的障害児・者施設	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
乳児院	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
里親	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.9)	- (0.0)	1 (0.3)
他の自立援助ホーム	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.7)	- (0.0)	- (0.0)	1 (0.3)
母子生活支援施設(母子寮)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
少年院	- (0.0)	1 (1.0)	1 (1.4)	1 (1.7)	3 (5.6)	- (0.0)	6 (1.9)
家庭裁判所	2 (8.0)	11 (11.0)	6 (8.1)	13 (22.0)	5 (9.3)	- (0.0)	37 (12.0)
保護観察所・更生保護委員会	1 (4.0)	2 (2.1)	3 (4.1)	- (0.0)	1 (1.9)	1 (50.0)	8 (2.6)
警察署	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.9)	- (0.0)	1 (0.3)
児童相談所	12 (48.0)	56 (58.0)	46 (62.0)	17 (29.0)	5 (9.3)	1 (50.0)	137 (44.0)
福祉事務所	- (0.0)	- (0.0)	2 (2.7)	2 (3.4)	4 (7.4)	- (0.0)	8 (2.6)
女性センター・婦人相談所	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (3.7)	- (0.0)	2 (0.6)
精神保健福祉センター	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
病院のソーシャルワーカー	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
学校・学校カウンセラー	- (0.0)	1 (1.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.9)	- (0.0)	2 (0.6)
その他	- (0.0)	6 (6.2)	3 (4.1)	4 (6.9)	12 (22.0)	- (0.0)	25 (8.1)
不明	1 (4.0)	4 (4.1)	2 (2.7)	2 (3.4)	2 (3.7)	- (0.0)	11 (3.5)
総数	25 (100.0)	97 (100.0)	74 (100.0)	58 (100.0)	54 (100.0)	2 (100.0)	310 (100.0)

表3-3-4 入所打診機関ごとの在籍期間

	児童養護施設	家庭裁判所	児童相談所	その他	総計
~1ヶ月以内	1 (2.5)	3 (8.1)	8 (5.8)	11 (11.5)	23 (7.4)
~3ヶ月	11 (27.5)	6 (16.2)	22 (16.0)	17 (17.7)	56 (18.1)
~6ヶ月	8 (15.0)	8 (21.6)	34 (24.8)	23 (24.0)	71 (22.9)
~9ヶ月	4 (10.0)	6 (16.2)	22 (18.1)	9 (9.4)	41 (13.2)
~1年	12 (30.0)	3 (8.1)	18 (13.1)	16 (16.7)	49 (15.8)
~2年	5 (12.5)	7 (18.9)	18 (13.1)	12 (12.5)	42 (13.5)
~2年以上	- (0.0)	4 (10.8)	14 (10.2)	8 (8.3)	26 (8.4)
不明	1 (2.5)	- (0.0)	1 (0.7)	- (0.0)	2 (0.6)
総数	40 (100.0)	37 (100.0)	137 (100.0)	96 (100.0)	310 (100.0)